

令和 8 年度 第 1 回 白井市地域自立支援協議会 全体会 議事要録(案)

会議名:令和 8 年度第 1 回白井市地域自立支援協議会全体会

日 時:令和 8 年 5 月 12 日(火) 14 時 00 分～15 時 50 分

場 所:白井市役所東庁舎 101

出席者:鈴木会長、小林副会長、島田委員、大網委員、久保委員、新田委員、東坂委員、高木委員、橋本委員、高橋委員、野路委員、椿委員、中村(樹里)委員、岡田委員、本山委員、山本委員、久松委員、横山委員、川野委員(19 名)(以下、敬称略)

事務局:高平課長、浦尾、工藤、曾原(障害福祉課) 武田センター長(こども発達センター)

飯ヶ谷、甲斐(基幹相談支援センター)

欠席者:村松委員、石川委員、中村(沙知)委員

傍聴者:1 名

資 料:資料 1 令和 8 年度 年間スケジュール

資料 2 組織図案

資料 3 委員名簿・部会担当委員案

資料 4 令和 7 年度 白井市基幹相談支援センター事業報告

資料 5 令和 7 年度 座ぐり 委託相談事業報告

資料 6 令和 7 年度 成田地域生活支援センター委託相談事業報告

資料 7 令和 7 年度 白井市地域生活支援拠点事業共有(障害福祉課)

資料 8 令和 7 年度 白井市地域生活支援拠点事業共有(拠点コーディネーター)

資料 9-1 白井市第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画 策定方針

資料 9-2 計画の体系

資料 10～14 委員からの情報共有等

内 容:

1. 委嘱状交付

2. 課長挨拶

3. 会長挨拶

4. 議題

(1) 令和 8 年度 年間スケジュールについて

(2) 会長・副会長の任期について

(3) 今年度の作業部会設置について

(4) 作業部会長選出

(5) 作業部会担当委員について

(6) 令和 7 年度 白井市基幹相談支援センター事業報告

(7) 令和 7 年度 白井市相談支援事業(委託相談)事業報告

(8) 白井市地域生活支援拠点等の事業共有

(9) その他

白井市第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画策定方針について

出席委員/事務局からの情報共有

5. その他

【1. 委嘱状交付】

【2. 課長挨拶】

【3. 会長挨拶】

鈴木会長) 出席 19 名、白井市地域自立支援協議会設置要綱第 6 条第 2 項により過半数出席のため
会議成立とする旨を確認した上で、議事の項目が多いため簡潔に進めたい旨を述べた。

【4. 議題】

(1) 令和 8 年度 年間スケジュールについて 資料 1

事務局) 資料 1 に沿って令和 8 年度の年間予定を説明。事前協議の日程について、昨年度までは開催が近づいた際に調整していたが、今年度はあらかじめ日程を確定して年間予定に記載した旨を説明。

▶ 一同承認

議題(2) 会長・副会長の任期について

事務局) 事務局より、現委員の任期までは鈴木会長・小林副会長の継続、作業部会の各部長については、年度ごとに全体会第 1 回での選任、および、副部長については各第 1 回部会で選出する旨を提案。

鈴木会長) 事務局案について、委員の確認を求めた。

▶ 一同承認

議題(3) 今年度の作業部会設置について 資料 2

事務局) 資料 2 に沿って説明。これまで白井市の協議会は、全体会のほか「生活支援部会」「就労支援部会」とあり、「権利擁護部会」は概ね全体会と兼ねる形であった。生活支援部会の中に相談 WG と子ども WG が設置されていたが、部会長の負担が大きいとの意見があったことを踏まえ、今年度から「相談支援部会」「こども部会」「就労支援部会」「権利擁護部会」の 4 部会体制に再編する旨を提案。権利擁護部会は引き続き全体会と同時開催のイメージ。

従来「しろい MSN 連絡会」と「医療的ケア児等支援のための協議の場」はそれぞれ生活支援部会のワーキングに紐付いていたが、こども部会には医療的ケア児等協議の場、相談支援部会にはしろい MSN を紐付けて整理する旨を説明。

委員) 他地域(成田市等)の自立支援協議会では、グループホーム等の居住支援に関する協議をどの部会で扱うか整理に苦慮している事例がある。白井市内の居住支援関連事業所をどの部会で扱う想定か。

事務局) グループホーム等の事業所が議題となる場合、相談支援部会の現メンバーは相談支援事業所中心のため、当該事業所を協力者として参加依頼する形を想定。今後、居住に関する議題が増える場合には部会編成の見直しも検討する。

▶ 一同承認(相談支援部会／こども部会／就労支援部会／権利擁護部会の4部会体制)

議題(4) 作業部会長選出 資料3

鈴木会長)各部会長の選出は委員の互選による旨を案内。

事務局)相談支援部会の事務局案として、昨年度生活支援部会の部会長を務めた大網委員を提案。
大網部会長)受諾を表明。

▶ 拍手により承認。相談支援部会 部会長:大網委員

事務局)こども部会の事務局案として、昨年度生活支援部会の副部会長を務めた島田委員を提案。
島田部会長)受諾を表明。

▶ 拍手により承認。こども部会 部会長:島田委員

事務局)就労支援部会について、資料4の障害福祉サービス事業者枠に網掛けがあるとおり、昨年度まで部会長を務めた高木委員が事業所都合により今年度の委員を辞退する旨を共有。事務局案として、就労支援部会 部会長を鈴木会長に兼務で依頼したい旨を提案。

鈴木会長)就労支援部会と権利擁護部会の部会長を本年度のみ兼務する形で受諾する旨を表明。

高木委員)就職するなら明朗塾 明朗アカデミー 白井キャンパスは6月末をもって事業所閉鎖となり、令和8年度の委員を辞退する旨を挨拶。現在の利用者については7月以降の支援が途切れないよう、法人内の成田キャンパス・佐倉キャンパスへの引継ぎを進めていること、就労選択支援についても成田・佐倉から出向く形で対応予定であること、社会福祉法人光明会としては山本委員が引き続き委員継続するため引き続き協力したい旨を述べた。

事務局)権利擁護部会の事務局案として、引き続き全体会と同時開催の体制で鈴木会長に兼務を依頼。副部会長は小林副会長が兼務している旨を補足。

鈴木会長)受諾を表明。

▶ 部会長:相談支援部会 大網委員／こども部会 島田委員／就労支援部会 鈴木会長(兼務)／権利擁護部会 鈴木会長(兼務)

事務局)各作業部会の事前協議について、本来は部会長・副部会長・事務局で行うが、副部会長は第1回部会で選出するため、第1回事前協議は部会長・事務局のみで行う旨を案内。

議題(5) 作業部会担当委員について 資料3

事務局)資料3に沿って、各委員の専門性を踏まえた部会担当案を説明。修正希望があれば申し出てほしい旨を案内。

小林副会長)相談支援部会の担当を外れたが、橋本委員からのグループホーム関連協議の発言を踏まえると、当該議題を扱う場合は育成会の利用者が多いため、参加できる形にしてほしい。

事務局)現時点で相談支援部会でグループホーム・居住支援を取り上げる方向性ではないが、年度内にそうした内容になる場合は参加を依頼する。

小林副会長)了解。声をかけてほしい。

委員)昨年度から担当変更となるか確認したい。こども部会とあわせて、就労支援部会ではなく相談支援部会に印がついているが、その認識でよい。

事務局) 相談支援部会・こども部会の担当で間違いない旨を回答。

委員) 承知。

鈴木会長) 全部会の欄に○がついている点について、本来は専門性を持ち合わせる部会への出席が基本となるが、運営会議で自身から全部会出席の希望を出した。協力者としての出席になるか委員として出席になるか。

事務局) 委員として全部会に出席いただく整理である旨を回答。

委員) 働く当事者という視点で、就労支援部会に協力者として参加したい旨を表明。

事務局) 参加意思があれば、事務局としては歓迎。

▶ 一同承認

事務局) 今回の全体会は第 1 回ということで、改めて委員の皆様には伝えたい。自立支援協議会の部会・全体会のために特別なことをしていただくのではなく、日頃のフィールド・生活・事業所の中で「困った」「なんとかならないのか」「これは良かった」と感じた身近なことを意見として共有してほしい。素朴な疑問・そもそも論でも構わない。市の自立支援協議会としてそうした意見を求めているため、ご協力いただきたい。

議題(6) 令和 7 年度 白井市基幹相談支援センター事業報告 資料4

基幹) 資料4に沿って報告。国の資料上の基幹相談支援センターの業務と、白井市基幹相談支援センター業務委託仕様書上の記載と、対応した業務内容を整理した資料。

- ・相談支援事業：当初目標年間 500 件に対し、相談件数は 1,264 件で目標の約 2.5 倍を達成。職員の負担も大きい。件数のカウント方法が委託相談ごとに異なるため統一に向け協議していく。
- ・出張相談会：実施したが相談は2件。市と協議の上、本年度は不開催。理由は集客が想定を下回ったこと、基幹がアウトリーチを実施しているため重複となるため。
- ・身体障害者相談員・知的障害者相談員等と連携した相談会：過去実績がゼロのため、開催形態を含めた抜本的見直しが必要。
- ・他機関からの紹介：主たる支援課題が障害に起因しない事案が集約される傾向があり、役割分担等の検討が必要。
- ・相談ニーズ：精神障がい分野が 5 割超を占め、精神障がいに対応できる体制整備が課題。
- ・虐待・権利擁護：基幹相談支援センターも通報受付窓口としたところ、年度途中段階で前年比約 4 倍の通報件数となっており、通報窓口を増やしたことの効果が表れている。
- ・差別解消関連：相談が年間 0 件のため、差別解消法の周知および相談窓口の啓発強化が必要。
- ・情報集約・発信：月 2 回のメール配信、地域移行パンフレットの作成等を実施。広報誌は市との協議により本年度は発行見送り。
- ・地域生活支援拠点コーディネーター業務：緊急時対応等に向けた予防的支援が重要だが、個別相談対応に時間を取られ、主体的・体系的な取組を十分には展開できていない。拠点登録は昨年度 1 件（居宅介護事業所「にこにこケアステーション」）、本年度 1 件（自立生活援助事業所「紡ぎ」）。
- ・地域の相談支援事業：相談支援事業者への訪問助言は年間 1,067 件、事例検討会議は年 42 回・延べ参加 237 名、スーパービジョンも実施。令和 4 年改正、令和 6 年 4 月の改正障害者総合支援

法施行で基幹相談支援センターの中核業務として位置付けられたが、個別相談対応に時間を取られ、十分な展開ができていない。

・地域移行・地域定着：病院は約 3 か月で退院となる事が多く、個別給付が間に合わず、基幹が退院前から退院後まで関わって地域生活への移行を支援している。令和 7 年度実績は約 10 名。

・自主事業・その他事業：座談会（当事者の集い）、司法と福祉の合同相談会（弁護士との合同相談、年 2 回）、サービス提供事業所への出張研修、千葉県相談支援専門員養成研修のインターバル研修受入、しろいえがわ（フラットヴィレッジを活用したサードプレイスの居場所提供）、ピアサポーター支援等を実施。

委員 ）これだけの業務を遂行するために本来必要な人員はどの程度か。

事務局 ）全国平均の基幹相談支援センターの専門職人数は 4.7 名である。白井市は専門職 3 名、補助職員 0.5 名で全国平均より少ない。人口規模や仕様書の業務範囲によって必要人数は変動するが、負担は大きい。

小林副会長）地域生活支援拠点事業の登録について、事前登録の働きかけを継続的に実施している取組がある中、研修会等で「皆様も登録を」と呼びかけているのを聞いている。なぜ登録が進まないのか。地域の事業所等が面で支えるのが拠点の機能だと理解しているので、まずは参加していただくことが大事だと感じる。

事務局 ）相談支援事業所、短期入所、日中の体験場所など、様々な事業所の登録が望ましい。全国的に登録が進んでいない理由として、加算が小さい一方で緊急対応や夜間対応等の負担があり、メリット・デメリットのバランスから手を挙げにくい現状がある。夜間は基幹で連絡を受ける体制があるため、こうした点も周知しながら、登録が進むよう来年度以降も働きかけたい。

小林副会長）成年後見制度について、大幅な改正が予定されている。学ぶ場・周知の場を設けてほしい。育成会のアンケート（特別支援学級、フリースクール、進学校、未就学児等の保護者向け）に「基幹相談支援センターをご存知ですか」の項目を入れている。アンケートを活用しながら基幹の周知も進めたい。

委員 ）非常に多くの業務を担っていることに驚いた。地域移行について、退院後の地域定着支援の社会資源が脆弱とのことだが、社会福祉法人フラットで自立生活援助を提供していると聞いている。利用実績はどの程度か。

委員 ）令和 7 年度は 2 名。それ以前を含めると累計 5～6 名の実績。地域移行支援から利用に至ったケースもあり。

委員 ）就労継続支援 B 型事業所「みのり」として、職員向けの虐待防止研修等を基幹に依頼している。情報共有や、まだ相談支援事業所がついていない利用者へのアプローチも引き続きお願いしたい。

鈴木会長）報告内容の課題として、第 2 層業務（個別支援）と第 3 層業務（支援者支援）のバランスについて、人員の問題と関係するが、仕様書の業務項目では第 1 項目に「総合的・専門的な相談支援」（個別支援）が位置付けられている。基幹相談支援センターにとって、個別支援はどのような位置付けと整理されているか。

事務局) 絶対に外せない業務であり、仕様書でも第 1 項目に位置付けられているため最も大切にしている。一方で、国が中核的機能とする第 3 層業務は手薄になりがちで、第 2 層(個別支援)と第 3 層(支援者支援)のバランスをどう取るか、市と継続協議していきたい。

▶ 報告事項として受理

議題(7) 令和 7 年度 白井市相談支援事業(委託相談)事業報告 資料6 資料7

(ア) 座ぐり

島田部会長) 資料 6 に沿って報告。

- ・一般相談:年間 241 件。基幹相談支援センターの設置により、基幹に相談する利用者が増えているが、座ぐりにも一定数の相談が入り口として寄せられており、委託としての役割は果たせている。
- ・対象者:精神障がいの方が最多、児童は発達障がいが多い。
- ・支援方法:関係機関からの連絡が最多、次いで本人・保護者からの電話連絡。
- ・支援内容:福祉サービスの利用に関する相談、就労相談、健康・医療相談が中心。
- ・課題:精神障がい者への支援の不足、SNS 等を活用した相談体制の必要性、地域福祉サービスの拡充ニーズ。
- ・まとめ:当事者・家族・医療機関・行政から、就労・入院・発達・退院支援など多岐にわたる相談が寄せられた。計画相談の依頼はすべての相談者区分に共通し、地域の需要の高さが示された。複合的課題や緊急対応の事例も増加しており、担い手の確保と相談支援体制の強化が課題。

(イ) 成田地域生活支援センター

橋本委員) 資料 7 に沿って報告。当センターは印旛圏域(佐倉市を除く)から委託を受けており、各市町に同形式の実績報告書を提出している。

- ・白井市民の相談:実人数 5 名(計画相談を除く)。
- ・全体合計:実人数 220 名/延べ 4,954 件。
- ・白井市民の来所相談 3 名は、ひだまり(白井市内)に毎月精神保健福祉士が出向いて参加する中で受けた相談分。
- ・電話相談 193 件は、日常的な不安や孤独感への対応を含む長期継続支援が中心であり、精神障がいのある方の特徴として、毎日電話で不安や孤独感を訴える方への対応が多い。
- ・チラシ(若者こころの集い、地域生活支援センター紹介)を本日用意しているが、基幹の負担を軽減する電話相談先として成田の地域生活支援センター(委託)に流れるよう、自立支援医療の受給者証等に同封できないか提案したい。

鈴木会長) 相談件数のカウント方法について、人数ベースか相談数ベースかは事業所ごとに異なる。

事務局) 基幹・座ぐりでは軽微な相談や頻回相談をまとめて 1 件と計上、事務的な連絡も記録に含めて計上、一方、報告様式では内容ごと複数に分けて記録、事務的な連絡は計上しないよう求められ、統一されていない。今後協議が必要。

事務局) 座ぐりの一般相談に「計画相談の依頼」が含まれているが、計画相談支援事業所が行う基本相談(受託前確認・継続確認等)は基本相談に含まれる扱いとなるため、整理が必要。

▶ 報告事項として受理

議題(8) 白井市地域生活支援拠点等の事業共有 資料8 資料9

(ア) 障害福祉課

障害福祉課) 資料8のとおり。昨年度はにこにこケアステーションが居宅介護で登録、本年度は4月1日から自立生活援助事業所「紡ぎ」が登録。他市町村でも同様の状況であり、現在登録されていない事業所や、相談支援専門員の実力で対応できているケースが多い背景もある。白井市として、拠点登録の在り方および登録しなくても地域で生活し続ける仕組みの整備をどう考えていくかを継続検討する。

(イ) 拠点コーディネーター(基幹相談支援センター)

事務局) 資料9に沿って報告。白井市仕様書の内容と令和5年度厚労科研(曾根先生)の項目から実績を整理した。

1. 緊急事態に備えた相談と対応: 個別対応は約10件(暴力的事案、希死念慮への対応等)。常時連絡体制は法人内事業所と連携した24時間365日対応。ハイスルク者の事前把握として、独居・8050・医療的ケア・強度行動障害等の名簿を作成・一覧化。
2. 平常時の予防的支援: 8050(9060・7040含む)・引きこもり世帯へのアウトリーチを実施。福祉的・行政的雰囲気回避する傾向のある方には、フラットヴィレッジを借用しサードプレイスの居場所を提供。医療的ケアが必要な人の把握は医療的ケア児等コーディネーター業務と一部重複。強度行動障害は法人内事業所と連携して対象者把握。
3. 地域の体制づくりとネットワーク強化: 拠点連絡会議を開催。拠点パンフレットを作成し周知。基幹設置前から整備されていた緊急時対応フローチャートの改訂を協議したが、令和7年度内の改訂には至らなかった。サービス提供事業所への出張研修を開催。自立支援協議会との連携を実施。
4. 地域移行の推進: 精神科医療機関への定期訪問、院内会議参加等により地域移行を推進。入所施設からの地域移行、療養介護病棟へのアプローチは進まなかった面がある。グループホームの地域連携推進会議に参加。
5. 専門的人材の確保・養成: 市と別途契約による研修を毎年実施。本年度は「高齢障がい者支援」をテーマに介護分野のケアマネジャー、障害分野の相談支援専門員、行政職員に制度を講じてもらう内容等で実施し好評、介護分野と障害分野の横の連携強化にも努めた。第2弾も実施。市内の事業所にスーパービジョンを実施。
6. 運用状況の検証・検討: 本日この場、および昨年度第1回全体会で報告を実施。
7. 限定的だった取組: グループホームからの一人暮らし等の意向把握、家族と同居している在宅障害者の将来の計画設計、施設入所待機者の把握およびグループホーム利用意向の把握、ピアサポーターと相談支援事業所の連携促進等。
8. 今後の課題: ①拠点コーディネーターの事業所加算の活用検討、②登録制への移行(緊急対応時に事前アセスメントがある则対応の質が向上する)、③精神障がい者・障がい児を受け入れる短期入所事業所が市内になく、緊急対応が困難、④福祉サービスにつながりにくい方への一時的な宿泊場所の確保、⑤市内短期入所の空床確保の仕組み、⑥一人暮らし体験の場の整備、⑦地域移行の選択肢として地域移行部会の設置検討。

鈴木会長) 今後の課題の 8 項目は、性質が異なる内容が含まれている。市内短期入所・宿泊場所等の社会資源・仕組みに関わる課題は、自立支援協議会で継続的に取り組むべき重要な指摘である。一方、登録制への移行や地域移行部会の設置といった協議会組織・基幹相談支援センターの仕組みに関わる構造的論点は、別の議論となる。本日は報告事項として受け止める。

小林副会長) 登録制への移行について、他市町村でも進んでいない状況とのことだが、平時からの準備は重要。学校卒業時や障害福祉サービス利用開始時に登録するような流れが白井市で可能か。

事務局) 今議題は報告であることの確認。登録制にしても、登録していない方が対応できないということではなく、一次アセスメントの有無で対応の質が変わるため、登録可能な方には登録いただきたい趣旨。

▶ 報告事項として受理

議題(9) その他

(ア) 障害者福祉計画 策定方針について 資料9-1 資料9-2

障害福祉課) 白井市第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画の策定方針が令和 8 年 5 月 8 日に決定。各部会の第 1 回時に改めて説明・意見聴取を行う予定。時間の都合上、本日は計画の体系のみ簡単に説明。第 6 次総合計画を頂点に、分野別計画(地域福祉計画が基幹計画、その下に障害者計画等)が配置。障害者計画は分野施策レベル、これから策定する障害福祉計画・障害児福祉計画は分野事業レベルで根拠法も異なる。障害者計画は障害者基本法、障害福祉計画は総合支援法、障害児福祉計画は児童福祉法。総合支援法・児童福祉法には自立支援協議会での意見聴取が明記されているため、本年度は各部会で意見を伺う予定。

(イ) 出席委員からの情報共有 資料10、11

鈴木会長) 資料10「若者こころの集い」(成田地域生活支援センター主催)については議題 6 において既に共有されたため本項では繰り返さない旨を整理。

鈴木会長) 資料11「委員のみなさまへ」年間予定の Google カレンダー共有のお知らせ、協議会の在り方、運営の「ソフトウェア」部分について継続的に検討していきたい旨を述べた。

(ウ) 事務局からの情報共有 資料12、13、14

事務局) 基幹相談支援センター主催、司法と福祉の総合相談会を 7 月および追加日程の年 2 回開催予定。弁護士と基幹で相談を受ける。座談会は本年度から 2 か月に 1 回(年 6 回)に縮小。自立支援協議会主催の児童発達支援・放課後等デイサービス合同説明会・相談会は第 1 回 6 月 14 日、第 2 回 11 月 10 日に開催予定。

事務局) アンケート(自立支援協議会のあり方・各部会の振り返り)への協力に対する謝意を表明。今後、事務負担軽減のため、これまで開催の都度メールしていた通知文を廃止し、本日共有したスケジュールに基づいて開催直前に資料・案内を送付する形に変更したい。各会の協力者については、事前協議で依頼したい協力者が決まった段階でメール案内する旨を提案。

▶ 一同承認

【5.その他】

事務局) ①新規委員(行政関係および委託相談事業所以外)には、白井市地域自立支援協議会委員報酬振込先届出書を後日共有する。次回来庁時等での提出を依頼。②今後の各部会についてはメール等で連絡するため、メールの確認を依頼。

【閉会】

事務局) 以上を以て、令和 8 年度第 1 回白井市地域自立支援協議会全体会を閉会。

■ 承認事項

- ・令和 8 年度 地域自立支援協議会の年間スケジュール(資料 1)を承認した。
- ・会長・副会長の任期は現委員の任期に合わせ、引き続き鈴木委員を会長、小林委員を副会長として選任した。
- ・各部会の副部会長は、各第 1 回部会で選出することとした。
- ・作業部会を「相談支援部会／こども部会／就労支援部会／権利擁護部会」の 4 部会体制に再編することを承認した。
- ・各部会長を選任した(相談支援部会:大網委員／こども部会:島田委員／就労支援部会:鈴木会長(兼務)／権利擁護部会:鈴木会長(兼務))。
- ・作業部会担当委員(資料 4)を承認した。
- ・各部会開催の都度発行していた通知文を廃止し、年間スケジュールに基づいて開催直前に資料・案内をメールで送付する運用に変更することを承認した。協力者の参加依頼は事前協議で決定した段階でメール案内する。

■ 継続検討事項

- ・居住支援(グループホーム関連)の議題が相談支援部会で生じた際の対応について、当該事業所を協力者として依頼する運用とし、必要に応じて部会編成の見直しを検討する。
- ・拠点コーディネーター業務に係る今後の課題(市内に精神障害者・障害児を受け入れる短期入所事業所がない、福祉サービスにつながりにくい方への一時宿泊場所の確保、空床確保の仕組み、一人暮らし体験の場の整備、地域移行部会の設置検討等)。
- ・成年後見制度改正への対応に係る学習機会・周知の確保。

■ 次回会議予定

- ・令和 8 年度 第 2 回 白井市地域自立支援協議会 全体会
令和 8 年 10 月 6 日(火) 14 時 00 分～16 時 00 分 白井市役所東庁舎 101
(参考:第 3 回全体会は令和 9 年 3 月 17 日(火) 14 時 00 分～16 時 00 分、全体研修会は令和 8 年 12 月開催予定)

備考:本記録は議事要録(案)です。発言者・内容については参加者の確認の上、確定版とします。